

日越外交関係樹立45周年記念事業認定及びロゴマーク使用規程

日越外交関係樹立45周年事業実行委員会（以下「実行委員会」という。名簿は別添1参照）では、以下の要領で「日越外交関係樹立45周年（2018年）」にふさわしい事業を幅広く募集し、一定の基準を満たしたものを「日越外交関係樹立45周年記念事業」（以下「周年事業」という）として認定する。認定された事業は、各事業の広報媒体に、「日越外交関係樹立45周年記念事業」の名称及びロゴマークを使用することができる。事業認定基準等は、以下のとおり。

1 認定事業の分野

政治、経済、社会、食、教育、スポーツ、科学技術、文化芸術、学術、観光等幅広い分野を対象とする。

2 実施主体

政府、地方自治体、民間企業、文化団体、研究所、大学、NGO等（政府関係の事業に限らず、様々な実施主体を対象とする。）

3 認定イベント実施期間・場所

原則として、2018年1月1日から同年12月31日までの期間、日本又はベトナムにおいて実施される事業であること。

4 認定

(1) 事業認定及びロゴマーク使用申請は、日越外交関係樹立45周年事業実行委員会委員、実行委員が属する各団体又はベトナム政府に対して行う。申請を受理した団体は、以下(2)の認定条件に基づき、使用許可及び申請を承認することができる。ただし、ベトナム側の団体については、ベトナム政府に申請を行うことを原則とし、その際の認定条件や手続については以下(2)を踏まえベトナム政府と調整すること。

(2) 認定条件

- (ア) 周年事業の事業内容が、日本とベトナムの間の交流と相互理解の促進、友好関係の強化に資すると判断されること。
- (イ) 純粋な営利目的と判断される事業、一般向けに公開しない事業等ではないこと。ただし周年事業に呼応して企画された活動で、上記(ア)を十分に満たすものについては認定の対象となりうる。
- (ウ) 企業の実施する事業のうち、上記(ア)を満たす社会的貢献活動、研究事業

等については、事業名に民間企業の名称が入っていても認定の対象とする。ただし、同活動が定期的実施されている場合には、周年事業に関係した追加的要素が盛り込まれていることが必要。

- (エ) 特定の政治活動、宗教活動を目的とせず、公共の秩序又は善良な風俗を害さないものであること。
- (オ) 事業の内容や目的が明確であり、実現の可能性が高いものであること。
- (カ) 主催者が、過去に日・ベトナム友好関係を害する行為を行ったことがないこと。

5 認定事業の特典

- (1) 認定された事業は、当該事業の広報媒体（ウェブサイト、ポスター、ちらし等）に「日越外交関係樹立45周年記念事業」の名称及びロゴマークを使用することができる。
- (2) 認定された事業は、在ベトナム日本国大使館の特設ホームページに「関連事業」として掲載することができる。掲載手続は申請先団体に提出された事業概要が、在ベトナム日本国大使館に提出された時点で開始される。掲載内容は事業概要の記載どおりとなるため、誤字脱字等に留意のこと。

6 事業実施に当たっての留意事項

- (1) 周年事業の実施については主催団体等（及び申請団体）が上記4（2）の認定条件を踏まえ、事業実施の一切の責任を負うとともに、安全上等において細心の注意を払い事業を実施すること。
- (2) 日本又はベトナムと外交関係を有しない国や地域から参加がある場合は、その取扱いについて、申請先団体を通じ実行委員会事務局と協議すること。
- (3) 事業開催に当たっては、公益性と非営利性を基本とし、金品の寄付、援助、事業参加等を強要しないこと。
- (4) 収支決算において余剰金が発生する場合はこれを社会的信頼のおける慈善団体又は慈善事業に寄付するか、次回開催する非営利目的事業に積み立て、また、不足金が生じた場合には主催団体及び申請団体にて負担すること。
- (5) 事業は、添付した開催要項等に基づいて実施するものとし、やむを得ずこれを変更しようとする場合は速やかに届け出ること。
- (6) 事業開催期間満了後、3か月以内に収支決算書を含む報告書等を提出すること（ただし、後援名義等申請団体においては、後援名義の報告書の提出で可）。

7 申請・認定の流れ

- (1) 事業認定を希望する団体は、以下の必要書類を原則として事業実施の1か月

前（必着）までに電子データ及び郵送にて申請先団体に提出する。

- (ア) 事業概要（別紙１）
 - (イ) 事業認定及びロゴマーク使用許可願（別紙２）
 - (ウ) 事業収支計画書（別紙３）（別途後援名義等を申請している団体においては省略可）
 - (エ) 誓約書（別紙４）（必要事項を記入の上、公印（団体印）を押印）
 - (オ) 事業実施団体の概要 規約、会則、定款、寄付行為、役員名簿、団体の沿革、事業実績等（官庁、領事機関、地方公共団体、公益法人及び別途後援名義等を申請している団体においては省略可）
- (２) 申請を受理した団体は、上記４（２）の認定条件に基づき、事業の審査を行う。
- (３) 申請を受理した団体は、審査結果を通知し、ロゴマークの電子データを申請者に送付する。

（注）国際交流基金主催・助成事業、文化庁助成事業等、公的資金を活用する事業のうち周年事業の趣旨に適したものの、又は申請先団体が特に適当と認める事業については、上記７（１）によらず、事業概要（別紙１）の提出をもって「日越外交関係樹立４５周年記念事業」の名称及びロゴマークを使用することができる。

8 申請書類の送付先・問合せ先

原則として、申請書類の送付先・問合せ先は、申請者が日本国内在住の場合には日本国内の申請先、ベトナム国内在住の場合はベトナム国内の申請先とする。送付先・問合せ先は別添２を参照

9 注意事項

- (１) 提出された書類は返却しない。必要な場合はあらかじめコピーを残しておくこと。
- (２) 審査の過程・内容については不開示とする。
- (３) 事業内容に変更が生じ、または中止となった場合には、直ちにその旨を書面にて通報すること。
- (４) 事業が中止となった場合や事業内容が認定条件に合致しないと後に判断される場合には、認定を取り消す可能性がある。
- (５) 事業主催者が実施する他の事業や他の団体等へのロゴマークの転用等、無断使用を禁止する。

(了)